

# 岩手県特別栽培農産物認証要領

## 第1 趣 旨

この要領は、岩手県特別栽培農産物認証要綱（以下「要綱」という。）第14に基づき、特別栽培農産物の認証に関して必要な事項を定める。

## 第2 認証機関の認定

要綱第5第1項の認定申請は、認証機関認定（更新）申請書（様式第1号）に、次の書類を添付し行うものとする。

- (1) 業務規程（要綱第7に定める認証の業務に関する規程をいう。以下同じ。）
- (2) 定款又は寄付行為及び登記簿の謄本等
- (3) 申請の属する事業年度の事業計画及び収支計画に関する書類
- (4) 認証に係る検査及び判定を担当する職員の履歴書
- (5) 役員及び職員の名簿

2 知事は、要綱第5第2項の規定により認証機関を認定したときは、当該認証の申請を行ったもの（以下「申請者」という。）に対して通知するものとする。

3 知事は、申請者が要綱第5第2項の規定に適合しないときは、当該申請者に対して理由を付して通知するものとする。

## 第3 認証の業務に従事する者の資格等

要綱第5第2項第2号に規定する基準は、次のとおりとする。

### (1) 認証の業務に従事する者の資格

ア 学校教育法による大学もしくは旧専学校令による専門学校以上の学校において農産物の生産に関する授業科目の単位を取得して卒業した者又はこれらと同等以上の資格を有する者であって、農産物の生産に関する指導、調査もしくは試験研究に関する3年以上の実務経験を有するもの

イ 学校教育法による高等学校もしくは中等教育学校もしくは旧中等学校令による中等学校において、農産物の生産に関する授業科目の単位を取得して卒業した者又はこれらと同等以上の資格を有するものであって、農産物の生産に関する指導、調査もしくは試験研究に関する4年以上の実務経験を有するもの

ウ ア及びイのいずれかに該当する者以外の者であって、農産物の生産に関する指導、調査もしくは試験研究に関する5年以上の実務経験を有するもの

エ アからウまでのいずれかに該当する者以外の者であって、アからウまでに掲げる者と同等以上の資格を有すると認められるもの

### (2) 認証の業務に従事する者の人数

ア 検査に従事する者は、2名以上で検査の対象となるほ場等の規模及び数に応じて必要となる員数

イ 判定に従事する者は、1名以上で検査の対象となるほ場等の規模及び数に応じて必要となる員数

(3) 認証の業務の管理に関する事項

ア 検査部門と判定部門が相互に独立し、その権限及び責任が明確に定められ、かつ、判定は第三者を含む判定委員会によって行われること。

イ 内部監査体制が整備されていること。

#### 第4 変更の届出

認証機関(要綱第5第2項の認定を受けた認証機関をいう。以下同じ。)は、第2第1項の申請内容に変更があったときは、速やかに認証機関認定変更届出書(様式第2号)に関係書類を添えて知事に提出するものとする。

#### 第5 認定の更新

要綱第6に規定する認定の更新は、第2の規定を準用する。

#### 第6 業務規程

要綱第7に規定する業務規程で定めるべき事項は次のとおりとする。

- (1) 認証の業務の実施方法に関する事項
- (2) 認証を行った者に対する検査・指導に関する事項
- (3) 内部監査に関する事項
- (4) 認証マーク(要綱第11の表示をいう。以下同じ)の交付に関する事項
- (5) 認証手数料に関する事項
- (6) その他認証の業務に関し必要な事項

2 認証機関は、業務規程を変更しようとするときは、業務規程変更承認申請書(様式第3号)を知事に提出し、承認を受けなければならない。

#### 第7 帳簿の記載

要綱第8に規定する帳簿には、次の事項を記載するものとする。

- (1) 認証を申請した者の氏名又は名称及び住所
- (2) 認証の申請を受理した年月日
- (3) 承認を行った年月日
- (4) 認証を行った年月日
- (5) 認証した農産物の種類及び数量
- (6) 認証した農産物の出荷実績
- (7) 認証に従事した者の氏名

#### 第8 認証の業務の廃止

認証機関は、認証の業務を廃止するときは、認証機関廃止届出書(様式第4号)を、知事に提出するものとする。

## 第9 生産及び出荷の管理の方法

「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」（平成4年10月1日付け食流第3889号農産園芸局長、食品流通局長、食糧庁長官通達。以下「ガイドライン」という。）第5によるものとする。

2 確認責任者（ガイドライン第3に規定する確認責任者をいう。以下同じ。）の行う現地確認は次に掲げる項目について行うものとする。

- (1) 生産状況
- (2) 資材、農薬等各種資材の購入状況
- (3) 当該農産物の保管状況
- (4) 前3号に係る記録

3 特別栽培農産物の認証を受けようとする生産者は、ガイドライン第2に規定する生産の原則に対応した生産を確実に実施するため、生産ほ場に係る土壌診断の実施に努めるものとする。

## 第10 特別栽培米の精米確認の方法

ガイドライン第6によるものとする。

## 第11 特別栽培農産物の認証手続

特別栽培農産物の認証を受けようとする生産者（生産者が管理組織を設置しているときは、その代表者。以下同じ。）又は精米の認証を受けようとする精米責任者（ガイドライン第3に規定する精米責任者をいう。以下同じ。）（以下「生産者等」という。）は、特別栽培農産物認証申請書（様式第5号）を、認証機関の長に提出するものとする。

2 認証機関は、前項の申請があったときは、第9又は第10（以下「認証要件」という。）に適合するか否かを審査し、適合するときは、生産者等に承認通知をするとともに、生産者等承認報告書（様式第6号）を、知事に提出するものとする。

3 生産者等は、作物名、作型、認証区分、生産ほ場の所在地、栽培責任者、確認責任者又は精米確認者に変更が生じたときは、速やかに特別栽培農産物認証変更申請書（様式第7号）を、認証機関の長に提出するものとする。

4 認証機関は、前号の変更申請があったときは、認証要件に適合するか否かを審査し、適合するときは、生産者等に承認通知をするものとする。

5 認証機関は、2により承認を行ったものについて、生産ほ場等の状況及び栽培管理記録又は特別栽培米受払台帳（以下「栽培管理記録等」という。）の記載状況を確認するため、栽培又はとう精が行われている期間中、随時、現地調査を行うものとする。

6 認証機関は、特別栽培農産物の最初の出荷が開始される前に、前項の現地調査等に基づき、認証要件に適合するか否かを審査し、適合するときは、当該特別栽培農産物を認証するとともに、生産者等に通知するものとする。

7 生産者等は、作物ごとに、認証された特別栽培農産物の出荷がすべて終了したときは、速やかに出荷報告書（様式第8号）を認証機関の長に提出するものとする。

- 8 認証機関は、前号の報告があったときは、出荷実績報告書（様式第9号）を、知事に提出するものとする。

## 第12 認証の表示等

生産者等は、認証された特別栽培農産物を出荷するときは、ガイドライン第4による表示を行うときに限り、要綱第7の表示（以下「認証マーク」という。）を付することができるものとする。

- 2 認証マークの様式及び取扱いについては、別に定めるものとする。
- 3 生産者等は、認証マークの管理を行うものとする。
- 4 認証機関は、認証マークの使用及び管理の状況について検査するものとする。
- 5 認証機関の長は、認証の表示が不適正であると認めたときは、認証を取り消すとともに、認証マークの使用の中止を命ずるものとする。

## 第13 情報の提供

生産者等は、消費者、流通業者等の信頼を得るため、特別栽培農産物の生産過程等に関する情報等を積極的に提供するように努めるものとする。また、認証機関、栽培責任者（ガイドライン第3に規定する栽培責任者をいう。）、確認責任者、精米責任者及び精米確認者（ガイドライン第3に規定する精米確認者をいう。）は、消費者等からの栽培方法や資材の使用状況、確認方法等に関する照会があった場合には、栽培管理記録等を基に説明を行うものとする。

### 附 則

- 1 この要領は、平成11年2月17日から施行する。
- 2 この要領の施行前に有機農産物、転換期間中有機農産物及び無農薬無化学肥料栽培農産物が生産されていたことが確認された生産ほ場については、当該生産期間を化学合成資材を使用しない栽培方法による期間又はガイドライン第3の1に定めるところにより必要最小限の使用が認められる化学合成資材以外の化学合成資材の使用を中止してから期間に加算することができるものとする。
- 3 この要領の施行前に生産過程等が開始された農産物であって、この要領に適合すると認められるものについては、認証の対象とすることができるものとする。

### 附 則

この要領は、平成13年4月1日から施行する。

### 附 則

- 1 この要領は、平成16年4月1日から施行し、平成16年4月以降に生産される農産物から適用する。

2 平成16年3月以前に生産された農産物であって、特別栽培農産物に係る表示ガイドラインの改正について（平成15年5月26日付け15総合第950号）本文の規定に基づき、改正後のガイドラインに基づく表示を行うものについては別に定める。

#### 附 則

この要綱は、令和7年11月5日から施行する。

(様式第 1 号)

年 月 日

岩手県知事

様

申請機関名

申請機関の長の氏名

認証機関認定（更新）申請書

岩手県特別栽培農産物認証要綱第 5（第 6）に基づき、関係書類を添えて提出  
します。

（注） 指導・検査及び認証事務処理体制図（別紙）を添付のこと。

(別紙)

## 指導・検査及び認証事務処理体制図

[illegible]

(注) 指導・検査、認証事務処理に従事する担当者の職・氏名を記載すること。

(様式第 2 号)

年 月 日

岩手県知事

様

認証機関名

認証機関の長の氏名

### 認 証 機 関 認 定 変 更 届 出 書

年 月 日付け 第 号で認定されたこのことについて、岩手県特別栽培農産物認証要領第 4 に基づき、関係書類を添えて届け出ます。

添付書類

要領第 2 の 1 の認証機関認定申請書の添付書類のうち、変更に係るもの。

(様式第 3 号)

年 月 日

岩手県知事

様

認証機関名

認証機関の長の氏名

### 業 務 規 程 変 更 承 認 申 請 書

岩手県特別栽培農産物認証要領第 6 第 2 項に基づき業務規程の変更の承認を申請します。

記

- 1 変更の理由
- 2 変更の概要

(様式第 4 号)

年 月 日

岩手県知事

様

認証機関名

認証機関の長の氏名

認 証 機 関 廃 止 届 出 書

年 月 日付け 第 号で認定されたこのことについて、認証業務を廃止したいので、岩手県特別栽培農産物認証要領第 8 に基づき届け出ます。

(様式第 5 号)

年 月 日

認証機関の長 様

生産者等名

(管理組織にあつては、名称及び代表者名)

特別栽培農産物認証申請書

岩手県特別栽培農産物認証要領第11第 1 項に基づき、関係書類を添えて申請します。

添付書類

| 申 請 者 | 添 付 書 類 ( 写 し )                         |                                 |
|-------|-----------------------------------------|---------------------------------|
| 生 産 者 | 生産登録台帳<br>(管理組織の場合のみ)<br><br>(別紙参考様式 1) | 栽培計画(兼栽培管理記録)<br><br>(別紙参考様式 2) |
| 精米責任者 | とう精計画 (別紙参考様式 3)                        |                                 |

(様式第 6 号)

年 月 日

岩手県知事

様

認証機関名

認証機関の長の氏名

## 生産者等承認報告書

岩手県特別栽培農産物認証要領第11第2項に基づき、関係書類を添えて報告します。

添付書類

生産者の生産承認にあつては生産承認総括表（別紙1）、精米責任者のとう精承認にあつてはとう精承認総括表（別紙2）

(様式第 7 号)

年 月 日

認証機関の長 様

生産者等名

(管理組織にあつては、名称及び代表者名)

### 特別栽培農産物認証変更申請書

岩手県特別栽培農産物認証要領第 11 第 3 項に基づき、関係書類を添えて、認証の変更を申請します。

添付書類 (写し)

要領第 11 第 1 項の特別栽培農産物認証申請書の添付書類に変更内容を上段に加筆し、変更に係る頁を提出すること。

(様式第 8 号)

年 月 日

認証機関の長 様

生産者等名

(管理組織にあつては、名称及び代表者名)

### 出 荷 報 告 書

岩手県特別栽培農産物認証要領第 11 第 7 項に基づき、関係書類を添えて報告します。

添付書類 (写し)

生産者にあつては出荷記録 (別紙参考様式 1)、精米責任者にあつては特別栽培米受払台帳 (別紙参考様式 2)

(様式第 9 号)

年 月 日

認証機関の長 様

生産者等名

(管理組織にあつては、名称及び代表者名)

### 出 荷 実 績 報 告 書

岩手県特別栽培農産物認証要領第 11 第 8 項に基づき、関係書類を添えて報告します。

#### 添付書類

生産者からの出荷報告にあつては出荷実績総括表（別紙 1）、精米責任者からの出荷報告にあつてはとう精実績総括表（別紙 2）